

空き家は**放置**せず 早めの**対策**を！

「空き家」は身近な問題です

相続等をきっかけに、家族が住んでいた家が空き家になるかもしれません。
空き家となっても放置しないために、今のうちに家族で話し合しましょう。

空き家を**放置**してしまうと、近隣に**迷惑**が掛かります



老朽化して
倒壊の恐れが…



動物が住みつき
衛生面が悪化



不審者の侵入や
放火される危険性



草木が繁茂し
隣家や道路へ越境



ゴミが捨てられ
景観が悪化



近隣住民にとっても
心配の種…

所有者には管理責任があります！

事故が起きた際は、賠償責任が問われる場合があります。
空き家になってしまった場合でも放置せず、適切な管理を行
いましょう。

固定資産税等の軽減措置が受けられなくなるかもしれません

空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、屋根・
壁が破損している等、管理が不十分な空き家は指導・勧告の
対象となりました。勧告を受けると固定資産税等の軽減措置
(住宅用地特例)が受けられなくなります。

空き家は放置せず、除却や活用を考えましょう。

相続登記が義務化されました

4月1日から相続登記が義務化されました。
所有者の分からない空き家を発生させないため
に、不動産を相続した場合は法務局で登記手続
きを行いましょう。



相続登記に
関する情報

困った時に使える サービス(抜粋)



- シルバー人材センターの空き家管理
(サービス例(有料)) 目視点検、草刈、
剪定、建物の簡単な修繕
- 空き家相談会
年1回、無料で実施します(9月頃
に開催予定)。詳細は本紙8月号に
掲載予定です。
- 愛知県宅地建物取引業協会による総
合相談窓口(☎052(522)2567)
売買、賃貸、管理、解体、リフォー
ムに関する相談ができます。



詳細やその他の情報は
市HP参照